

	全国センター通信	働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：前田 博史 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842-5601 年額1,500円 (送料込、会員は会費に含む) 
---	-------------------	--

建設アスベスト訴訟 国・企業に責任 最高裁初の判断

全員救済実現へただちに「基金」の創設を

5月17日、最高裁判所第1小法廷(深山卓也裁判長)は、建設アスベスト東京・神奈川・京都・大阪の第1陣訴訟に対し、原告ほぼ勝訴とする判決を出しました。最初の提訴から13年。これまでに1200人の原告の約7割の方が亡くなっています。困難な裁判が続く中、全国の力を結集し、一つ一つ救済の道を広げてきた裁判が大きな成果を獲得しました。

最高裁が初の判断

建設現場でアスベストによる健康被害を受けたとして全国の元建設作業員や遺族が国の建材メーカーを訴えた裁判は全国各地で闘われています。そのうちの第1小法廷に係る4つの訴訟について最高裁が統一した判断を示すものとして、注目される判決でした。

ときおり雨風が強くなる最高裁正門前には、原告・弁護団、支援者そして報道関係者が集まり、結果を待ちわびました。そして、「国・建材企業に勝訴」「一人親方も救済」「建材企業の共同不法行為を認める」の旗が掲げられました。

1人親方救済も確定

判決は、国の責任について、1975年10月1日～2004年9月30日までの間について、違法な状態にあったとし、神奈川の高裁判決より広い期間の賠償責任を確定しました。また、建材企業については、民法719条1項後段の類推適用による共同不法行為を認め「各社は連帯して損害賠償の責任を負う」としています。

また、一部訴訟で救済が確定していた「一人親方」(個人事業主)については、その理由として「被害者保護のためのルールであるべきであり、労働者の限られることに合理性を欠く」と結論づけました。

一方、屋外作業者については「予見可能性がない」として、救済を否定しました。

報告集会で東京弁護団の佃俊彦弁護士は、判決について「これまで原告・弁護団が主張してきた内容



を認め13年間のたたかいを評価したもの」としつつ、屋外作業者について認めなかった判決に対し「被災者全員救済のために政治的な解決を実現することが大きな課題になる」と語りました。

屋外作業者についても認めよ

集会では、各訴訟の原告も発言。東京訴訟原告の宮島和男さんは、「話しているだけでも息が切れる状況だが、10月25日の最高裁弁論で思いのたけを訴えた」と語り、神奈川原告の大園キヨさんは「大きな前進を糧にすべての人の救済実現を求めてこれからも頑張っていきたい」と訴えました。

大阪原告の山本百合子さんは、屋外作業者の夫についての責任が認められなかったことについて「とても悔しい」と語ります。大阪弁護団の村松昭夫弁(2面につづく)

〈今月号の記事〉

第92回メーデー.....	2面
トンネルじん肺院内集会.....	3面
各地・各団体 九州セミナー／愛知県医労連／生公連／出版労連／広島／新潟.....	4～6面
三星化学工業職業がん裁判判決/私の一冊	7面
「過労死防止大綱」改訂に対して「いの健」	
全国センターの意見.....	8面

護士は「この理不尽な判断は近い将来くつがえすことができる。司法の限界を乗り越えるのが政治の力。勝ち取ってきた成果を確信に、全員救済にむけて新たなたたかいに全力を尽くそう」と訴えました。

「基本合意」調印へ

弁護団からの最後の報告として、小野寺利孝弁護団長から発言がありました。小野寺弁護士は「“あやまれ、つぐなえ、なくせアスベスト被害”をスローガンに13年間取り組んできた。全国の原告、支援者、弁護団、そして亡くなった仲間を含めて勝ち取った成果に誇りをもっている。そして、その力が与党の建設アスベスト検討プロジェクトチームを動かし、継続中の訴訟について最大1300万円の和解金を支払うことなどの統一和解を行っていくこと、未提訴の人を含め給付金を支給する基金を創設すること、今後、建材企業の対応のありかたについて検討することを柱とした"とりまとめ"が作られた。解決への大きな橋頭保を築いた。国との基本合意を調印し、実現を迫っていききたい」と話しました。

満足することなく、手をゆるめることなく

早期和解、補償基金の創設にむけて、断罪された



国と企業の実効ある謝罪を迫り手をゆるめることなく、たたかいへの決意を込めた「団結ガンバロー」で1日の活動をくくりました。

翌18日午前、菅義偉首相が原告らに面会し謝罪。

午後には、国と原告らが健康被害の病態に応じた和解金の支払い、未提訴の被害者への給付金制度創設等を内容とする「基本合意」に調印しました。和解の誠実な実施と断罪された建材企業を含めた被害者の完全救済が求められています。

(全国センター 岡村やよい)

第92回メーデー 「いのち守れ」の国民的共同を

5月1日、全国で第92回メーデーが開催されました。コロナ感染が再拡大する中で、多くの地方がオンラインを活用した開催となりました。東京の中央メーデーも、代々木公園の野外ステージからオンライン発信をする方法での開催となりました(写真)。

主催者を代表して小畑雅子代表委員(全労連議長)があいさつ。医療・公衆衛生がひっ迫する中、高齢者医療2倍化法案や病床削減推進法案を強行していることに触れ、「いのち守れ」をスローガンに幅広い労働者、市民との共同の闘いを呼びかけました。また、感染拡大による雇用悪化について、雇用の確保と十分な休業保障を求める運動の強化、「コロナ禍だからこそ賃上げ・底上げ」を強調し、長野、広島、北海道の国政選挙での野党統一候補の勝利を総選挙につなげ、国民のいのちと暮らしを守る政治の実現を呼びかけました。

日本共産党の志位和夫委員長は連帯あいさつで「コロナ感染拡大は菅政権による人災である」と指摘。オリンピックを中止し、コロナ収束に集中するべきだと指摘しました。

その後、首都圏青年ユニオンと東京医労連の代表が決意表明し、メーデー宣言を採択。団結がんばろうで締めくくりました。



「全国とつながるメーデー」企画

集会はオンラインの強みを活かし、「全国とつながるメーデー」を企画。福島、広島のメーデーと東京をつなぎ中継を行いました。福島からは「原発事故汚染水の海洋放出をあらゆる手段で阻止」、広島からは「参院再選挙で菅政権に厳しい審判を下した。政府に核兵器禁止条約の批准を求める」と決意表明がされました。集会に先立ち、アメリカ・韓国からの連帯メッセージが紹介されました。(全労連 井之上亮)

当日の様子、「メーデー100年の歴史」、「アメリカ、韓国からの連帯メッセージ」はこちらから。→



30年以上にわたるたたかひの積み重ねに確信 トンネルじん肺「合意書」完全履行報告集会開催

現場からじん肺を根絶させる新たなとり組みへ

4月15日、トンネルじん肺根絶原告団・弁護団・家族会は、衆議院第2議員会館において「『トンネルじん肺防止対策に関する合意書』完全履行報告とじん肺根絶をめざす4・15院内集会」を開催しました。

トンネルじん肺の根絶をめざして国を被告としてかちとった『合意書』の締結から、間もなく14年。この間、国は締結した『合意』事項に基づき、積算基準を改めトンネル坑内の労働時間を8時間とさせ、簡易な防じんマスクであったのを電動ファン付きマスクの着用を義務付けるなど諸法令を改めてきました。もちろん、ひとつひとつの法令改正には闘争本部の地道なたたかひがありました。そして、2019年4月に全国各地に点在するトンネル坑夫の健康診断の受診歴と作業従事歴を一元管理するシステムが稼働し、今年4月からは厳しい基準内容で義務付けられた粉じん濃度測定も始まりました。トンネル工事現場からじん肺発生を防止すべく対策強化を求めた『合意』事項が完全履行されました。

『合意書』を完全履行させた運動の到達点に確信をもち、現場で実効あるものとして活用させるため、また、残された課題である『新救済法』の実現にむけた決起の場として集会は開催されました。

完全履行を確信に「新救済法」を

院内集会には、原告代表や弁護団・支援団体など73人が参加し、36アカウントからリモート参加がありました。また、会場には、国会議員9人、代理の秘書24人が参加。10人の議員から激励メッセージが届きました。国会議員による激励のあいさつ後、『合意書』締結時の立会人であり長年にわたりたたかひを支援してきた漆原良夫氏（公明党顧問・前衆議院議員）から原告団との思い出も絡めたあいさつを受けました。

佐藤陵一闘争本部長は、「30年以上たたかひを積み重ねてきた。特にじん肺防止対策の『合意書』が締結したことは画期的だった」と成果を強調。完全履行となった現在、「残された課題として新救済法の実現を」とまとめました。黒川三郎原告団長は、「これまで掘ってきたトンネルは補修工事が必要になり、これからも多くの粉じんが発生する。だからこそ一日も早い救済法の創設を」と訴えました。

厚生労働・国土交通両省からも5人が参加し、代表して厚労省の吉永和生労働基準局長が「合意書締



結から10年以上経過したが、みなさまの尽力も賜り完全履行することができた。引き続きじん肺対策をはじめ労働安全衛生対策にまい進していく」と述べました。

いのちのバトンを未来につないで

支援団体を代表していの健全国センターの前田博史事務局長および建設アスベスト訴訟全国連絡会の清水謙一事務局長から連帯あいさつを受けました。いの健全国センターの前田事務局長は「国・企業がとるべき責任を確立させることが必要である。みなさんのたたかひを引き続き支援していく」と激励。また、建設アスベスト訴訟全国連絡会の清水事務局長は「建設アスベストのたたかひでは、一人親方の国家賠償、建材メーカーの共同不法行為が認められた。『建設職場で働いてよかった』といわれる産業とするために共にがんばる」と連帯あいさつ。

弁護団を代表して小野寺利孝弁護団長は、「4半世紀前に弁護団を結成し、『あやまれ・つぐなえ・なくせじん肺』をスローガンにたたかひ、和解による解決方式が確立した。しかし、じん肺被害で苦しむ患者に裁判を起こさせ、就労を立証させることは不条理。一元管理の定着により、裁判をおこなう必要性はなくなっていくことは明か。最終目標である新救済法を実現しよう」と決意を表明しました。

また、全国の新規じん肺患者を代表し、高瀬和芳さん（岐阜）は、これまでたたかってきた原告らに感謝を述べるとともに、じん肺の苦しみを語り、早期解決できる救済制度の創設を訴えました。

最後に、角田季代子副闘争本部長は、山下登司夫弁護団幹事長と船山友衛前原告団長の遺影（写真）に向きあい、「たたかひに貢献した二人から『救済法をなんとしてもつくってくれ』と言われた気がした。『いのちのバトン』を未来につないで、歩みを止めず前に進めよう」と呼びかけました。

（建交労 高村暁裕）

各地・各団体のとりくみ

九州

COVID-19における働く人びとの実態と対策～医療相談から考える～

第4回事前学習企画

今年の九州セミナーの第4回事前学習企画は、4月17日、「COVID-19における働く人びとの実態と対策～医療相談から考える～」をテーマで行いました(写真)。ソーシャルワーカーからの報告事例は、「50代の単身で生活保護から自立し、15万円前後の収入を得ていたものの、コロナ禍の影響で10万円前後と収入減。毎月2万円ほどかかる持病の糖尿病治療が続けられない」というものでした。食費を削ってもなかなか生活ができない状況などが事例報告を通して確認されました。

報告を受けて、初めての試みでWebでのグループディスカッションを実施。6つのグループに分かれ意見交換をしました。弁護士からはコロナ禍で生活が困難になっている人が増えており生活困窮の相談が多いとの発言。ユニオン北九州では、保険証がない、病院に行けない等の相談が多い、外国人労働者は短期滞在、旅行者みなしで保険証が作れないという相談が多いという意見が出されました。コロナ禍で特に女性が多く困窮しているという報告もありました。最初の事例では、食費を削っても医療費が捻出できない深刻な状況の中、病院と相談し、無料低額診療制度により治療を続けることができましたが、依然として厳しい生活が続いています。



全体会に戻ってからは、コロナによる収入減となった時に、国の制度政策で生活困難に陥った人をフォローし、充実していくことの必要性や打開点について協議しました。時給を1500円以上にすること、生活保護制度以外の制度をもっと利用しやすくすることが必要との意見が出されました。また、最後の砦である命を守る生活保護制度の利用についても、申請がスムーズにできない、給付まで14日以内の原則が守られていない等、利用を妨げる要因についての意見がでました。医療ソーシャルワーカーからは、扶養照会や車の所有、持ち家など申請を妨げる要因があると説明がありました。

コロナ禍の一時給付金も、持続型給付金も1回限り、経済的混乱と合わせて精神的な負担が大きいのしかかっており国がもっと補償をしっかりとすべきだと今回の学習会で感じました。

(九州セミナー 那須隆紀)

医労連

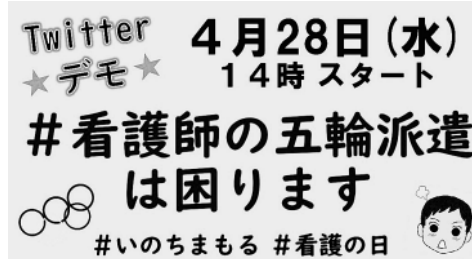
#看護師の五輪派遣は困ります

Twitter デモ

「五輪に看護師500人派遣要請」報道に対し、医療現場の深刻な実態を発信する必要があると判断し、幅広く知ってもらうため「#看護師の五輪派遣は困ります」Twitter デモに取り組みました。

4月28日から開始し、5月11日時点で44万ツイートを超えました。「もう頑張れないと思いながら今死ぬかもしれない患者さん達を看ています。置いて五輪には行けません」「心身共に疲労困憊で闘っている看護師にまだそんな無茶を言いますか?」「私たちは国の奴隷ではない」と看護師の悲痛な叫びがあふれました。海外を含む40社ほどのマスコミから取材が殺到し、国会質問にも繋がりました。

「休んでいる看護師がいるから可能」との首相発言は、さらに看護師の怒りを買い、「育児や介護、体調不良など事情がある」「潜在看護師を掘り起こすって、看護師は芋じゃない」等怒りのツイートを



呼びました。

看護師不足は、元々の人手不足に加えコロナ禍による影響から、退職の増加、新人の就職辞退とさらに深刻化しています。2交替夜勤は月平均4回以内にすべきところ、月6～7回に、妊婦も夜勤をしないと回らない病院も出ています。助かる命が救えない、必要な人が入院できない「医療崩壊」の実態となっているにもかかわらず、国民の命より五輪を優先させている政府には強い憤りを感じます。現在の感染状況での五輪強行は、国民の命を危険にさらすものです。コロナが収束してからにしてほしいです。

(愛知県医労連 矢野彩子)

各地・各団体のとりくみ

生公連

引き続き連帯した取り組みを

4・28労働安全衛生世界デー

生活関連公共事業推進連絡会と建設関係労働組合首都圏共闘会議、働くもののいのちと健康を守る全国センターは、ILOが「労働安全衛生世界デー」と定める4月28日、労働安全衛生施策の強化を求め、厚生労働省に要請を行いました(写真)。要請に先立ち、厚生労働省前にて集会を開催し、コロナ禍での労働者保護、大詰めをむかえているアスベスト被害者救済を訴えました。集会には、高橋千鶴子衆議院議員(日本共産党・国土交通委員)が連帯のあいさつに駆けつけました。

要請では、労働基準監督行政の強化、トンネルじん肺予防、建設アスベスト被害者救済の基金創設を強く訴えました。厚労省の担当者は、「国の定員事情がきびしいなか、労災・労災隠しをなくすという行政需要に対応するためにも監督官確保に努める」、「トンネル現場の労働者の8時間労働実現にむけて指導する。粉じんばく露防止が重要」、「アスベスト最高裁判決は重く受け止め大臣も謝罪した。早期解決が重要で、与党のPTに、省としてど

のような対応できるか検討する」との回答がありました。

回答に対して、監督指導の重要性をあらためて指摘し、労災認定にあたって事務作業が杜撰になっていることも指摘し改善を求めました。労災に関しては、重機操作や高所作業がある建設業は死亡事故の割合が他産業に比べ高くなっていること、くわえて、熱中症の危険性も指摘し、強く指導することを訴えました。また、トンネル現場の8時間労働が有名無実化し、いっこうに実現しないことは行政の怠慢だと指摘、改善を強く求めました。

コロナ禍で国民が苦しい生活を強いられるなかでも安全に働くことができるよう、厚生労働省が役割を果たし、今後の要請では前進した回答を期待することを最後に述べて、要請を終えました。労働者の声でその動きを推し進めるためにも、引き続き連帯したとりくみをすすめていきましょう。

(国土交通労組 窪添義幸)

出版
労連

「アンガーマネジメント学習～怒りのしくみと対処法を学ぶ」学習会

私は普段、あまり怒りを表に出さないほうです。職場では、上司や同僚と衝突することもなく穏やかに過ごし、家庭では、多少うまくいかないことがあっても目をつぶり、忘れるようにします。感情に任せて相手を罵ったり、手を出すことは恥ずかしく、絶対にしたくありません。

「この一週間のうち、怒ったことを覚えていますか？」田部知江子先生による学習会「アンガーマネジメント学習～怒りのしくみと対処法を学ぶ」は、こんな問いかけから始まりました(写真)。

軽くイラッとしたこと……苦労して整えた食事を、家族がものも言わずに5分で食べ終えたこと。

まあまあ頭にきたこと……買ったばかりのソファが、物置になっていると指摘されたこと。

すぐく頭にきたこと……家族の休日の予定がまったく合わなかったこと……！

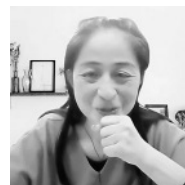
「なんだ、私。結構つまらないことに怒ってしまっているな。巣ごもり生活で家族に向けるまなざしが厳しくなったのかも。チャットに書くのも恥ずかしいようなことばかり、と思っていたそのとき、先

生の言葉が耳に飛び込んできました。「怒りも自然な感情表現のひとつです」。

「アンガーマネジメント」とは、怒りをコントロールすること、すなわち「怒らないようにすること」が目的ではなく、「怒りによって後悔しないこと」なのだそうです。怒りの正体は、理想と現実のギャップ。人は、自分の価値観が侵害されそうなときに、怒りを感じる。ならば、自分の価値観を適切に言語化できれば問題は解決するのではないのでしょうか？

後半は、ブレイクアウトルームを利用して「価値観の共有」ワーク。4人で、シェアハウスに暮らすために大事にしたいルールを挙げます。生活時間、騒音、来客の行動、共有スペースでの過ごし方など、具体的な生活場面を想像すればするほど、「べき」のすれ違いが起こります。互いの意見に正面から異を唱えなくても、決めたルールに各自が優先順位をつけたとき、それがみごとに可視化されて面白いほどでした。そしてこの一週間、私が感じた些細な怒りは、互いの価値観を知ることによって容易に解消されるのかも、と希望をもつことができました。

(出版労連 今城啓子)



各地・各団体のとりくみ

広島

知って、学んで、労安活動

春の安全衛生講座

2021年春職場労働安全衛生講座が3月19日、広島ロードビル&オンラインで開催され、会場11人オンライン13人、合計24人の参加がありました。

メインの学習は労働相談センター副所長でいの健センター事務局次長の大山泰弘氏が「増加する精神障害と労災認定の課題」と題して話をしました(写真)。大山氏は「精神障害の労災補償認定率は30%あまりと低い。さらに自殺の労災認定も5割に満たず、その低さが請求をためらうことにもつながっている」と説明。さらに「時間外労働が過労死認定基準である月80時間になると、一日あたりの時間外労働が3.7時間、睡眠時間が6時間以下となる。睡眠不足状態が脳・心臓疾患につながり死亡率を高める」と話し、「新しい問題は増加するパワハラ・セクハラだが、いじめをしたものはその行為を否定するので、いつ・どこで・だれがしたのかをメモや録音することが大切」と強調しました。

続いて3人が報告。「病院での仮眠の設備の問題」

を幹事で医労連府中みくまり病院労組の植山靖志氏、「女性のメンタルヘルスと課題」を幹事で広島自治労連の浜崎理恵氏、



「テレワークと労働組合の役割」を事務局長で広島県労連の門田勇人氏が、それぞれが報告しました。

「心理的負荷がかかる状況が具体的にわかった。」「時間外労働が多い。パワハラなど原因がはっきりわかるものばかりでなく、複合的な原因で発病している人も多い。どう切り分けて判断されるか?できるだけ労災にしないようにという方向で調査されるとすれば問題だ」「職場環境の改善が働くためには大切だと感じた」など感想が寄せられました。いの健広島センターは、半年に1回は学習会を行い、「講師」になることが一番の学習と、幹事が講師をすることを基本にしています。

(広島センター 門田勇人)

新潟

新潟県の救済運動のはじまりは出稼ぎから

トンネルじん肺学習会

いの健新潟県センターでは、3月13日、トンネルじん肺学習会を開催しました。ZOOM 併用で行い、参加者はメイン会場8人、下越病院会場6人(写真)、ZOOM 参加6人、合計20人でした。

講師は、永年じん肺根絶のために闘ってきた、建交労農林支部の永島公美書記長です。最初に患者さんのたたかひの軌跡を描いた映画「人として生きる」の予告編と、患者さんの症状を記録したDVDを上映。昨年亡くなった船山さん(全国の原告団長・新潟市在住)の「じん肺は恐ろしい病気、在る空気が吸えないんだもの」という言葉で始まるDVDは、じん肺の恐ろしさと、患者さんの無念さが伝わってくるものでした。永島氏は講演で、じん肺とは十分な防護がない状態で大量の粉塵を吸い込むことにより起こる病気で、原因物質には様々な種類があり、根本的な治療法はなく、予防が何より重要であることを強調されました。

新潟県の救済運動のはじまりは、戦後、雪深い農山村から多くの農民が現金収入を得るための「出稼ぎ」です。その労働者から健康を害する人が多く出たことから、救済活動がはじまり、林業の振動病と

ともに、トンネル工夫に不治の病じん肺を抱えた労働者が多くいることが判明しました。



救済と予防対策を求め闘い続け、2006年に東京地裁で国の責任を認めた勝利判決を勝ち取り、2007年には国と合意書を締結しました。現在は裁判によらない救済(基金創設)を求めて、幅広い患者の救済と掘り起こしに取り組んでいるということです。

また建設アスベストや産業構造の変化に伴い新しい原因物質による「じん肺」も発生しています。新潟県では、トンネルじん肺以外の被害者の組織化は進んでおらず、今後の課題です。

じん肺の病像から救済運動の歴史、今後の課題まで幅広くわかりやすい学習会でした。参加者から「じん肺についてきちんと話を聞いたのは初めてだった」、「患者さんの悲惨な病状のDVDを見て驚いた」などの感想が寄せられました。新潟県に「いの健」が発足し、こうした学習会が開催できたことは、新潟県のじん肺根絶の運動に大きな意義があったと思います。

(新潟県センター 坂井希美子)

原告勝訴 がん多発の企業責任断罪される

三星化学工業労災事件に対する損害賠償請求 福井地裁判決

膀胱がん多発の企業責任と被害者への補償を求めた損害賠償裁判は福井地裁1号法廷にて5月11日午後1時半より判決が下り、会社に安全配慮義務違反があったとし原告らに合計1155万円の慰謝料の支払いを命じました(写真)。

20年以上の経皮ばく露で発がん

田中康博代表ら原告4名は三星化学工業株式会社福井工場で長年顔料中間体の製造に従事しオルトトルイジンに約20年以上の曝露を受け、2015年以降相次いで膀胱がんを発症しました(全員が労災認定された)。

原告らはがん摘出手術を受けその後も苦痛を伴う検査を余儀なくされ膀胱がん再発の不安と恐怖を抱えており、会社に安全配慮義務違反があったとしてその責任を追及すべく2018年2月28日福井地裁に提訴しました。会社は安全配慮義務違反はなかったと主張し徹底して争う姿勢を示しました。

判決では、発がんの予見可能性について2001年当時会社が入手していたSDS(セーフティデータシート)に経皮ばく露による健康障害や発がんリスクが記載され会社はそれを認識していたことを指摘。半袖Tシャツで作業するなど様々な曝露の実態を認め会社は適切な対策を講じなければならなかったのにこれを怠ったと断罪しました。

一方原告4名が合計3630万円を求めた損害賠償については①2001年以前の曝露も発がんに影響しているであろうこと、②原告らが発症から4・5年経過し再発していないことなどを減額理由に慰謝料1155万円を支払うよう会社に命じました。



会社は判決を真摯に受け止めて

判決を受け福井市内で行われた記者会見において田中代表は「金額面では不満が残るものの、明確な法規制が無くてもSDSに有害情報があり健康障害の危惧があるならば、会社は対策を講じなければならないとした判決を評価」し、「この判決を三星化学工業が真摯に受け止め安全対策に尽力していくこと、多くの化学会社の労働環境の改善と労働者の健康被害の予防に寄与することを強く願う」と表明しました。

(職業がんをなくす患者と家族の会 堀谷昌彦)

私の一冊 ⑧ 化学一般労連 田原崇行 『月刊化学物質管理』

私は30年前くらいまではよく本を読んでいましたが、結婚後だんだんと本を読む機会もなくなり、最近では漫画すら読まなくなりました。今回このような依頼を受け非常に悩みましたが、会社の机にあった雑誌についてご紹介いたします。

私は化学工場に勤務し、現在はISOや化学物質管理をしている部署で業務をしており、『月刊化学物質管理』という雑誌を定期購読しております。

内容はタイトル通り化学物質管理について、国内外の化学物質規制の動向や解説、各企業の実務担当者による事例紹介などの情報が掲載されています。

記事は大企業や行政・各種団体などが多く、どちらかというとコンプライアンスを重視した活動が多いと感じており、ほぼ流し読みをしているような雑誌ですが、労働組合の視点で解釈し読んでいくと色々な問題が見えてきます。

弊社のような中小の化学会社では多くの化学物質を取り扱っています。その中には危険性・有害性が

未知の物質も多数あり、将来の健康不安を抱えながら取り扱っています。

そのような中、我々労働者がいかに安全にかつ安心して使用できるのか、そのためにどのような情報を提供(教育)していくのか、どのような制限(保護具・設備・使用量など)をかけていくのかを考えながら、社内の化学物質を管理していくことが大事だと思います。

実際そこまでの活動ができてはいないのが現状ですが、少しずつシステム化していくことで、必要な時に必要な情報が得られるよう改善していきたいと考えております。



情報機構発行

過労死ゼロへ 実効ある対策を求めて

「過労死等の防止対策推進に関する大綱」改訂への意見書

「過労死等の防止対策推進に関する大綱」（「大綱」）は3年ごとに改訂が行われることになっています。過労死防止法制定から6年目の今年は2回目の改訂に向けて厚労省の協議会で検討が進められています。いの健全国センターでは、過労死ゼロの1日も早い実現のために意見書を作成し、厚労省に提出することとしました。意見書の概要を紹介します。



第19回過労死防止対策推進協議会（3月24日）

①改訂にあたっての前提

まず、過労死ゼロの実現とはディーセントワーク、ディーセントライフ実現が図られることであることを明記しました。その上で、過労死等防止対策推進法（「法」）に「実効ある防止対策の推進」を加えること、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定基準の改訂を求めています。

②過労死ゼロへの決意表明を改めてすること

「法」に基づいて様々な取り組みが行われてきましたが、過労死は減っていません。特に新型コロナウイルス感染症の拡大から経済的困窮に陥る人が増える一方、医療・介護、流通など生活に欠かさない職業では、精神的緊張を伴う過重労働が続いていることを指摘。また、「働き方改革」といわれながら、過労死の多い職種に対して「適用除外」としたり、多くが公務員である教員の働き方に対して、国や自治体が責任をもって進めることが必要としました。

③新しい「働き方」への対策を明確に示すこと

コロナ禍で急速に進められているテレワークについての問題点を示し、「副業・兼業」についても、特にコロナ禍で「働かざるを得ない」人の実態から、「労働時間管理は事業主の責任」という労働者保護の基本構造をあいまいにすると危惧を表明しました。また、労災の特別加入制度について、政府が「雇用類似の働き方」のもとでの、事業主負担や補償額のあり方の検討を求めました。

④ジェンダーの視点を取り込むこと

ジェンダー問題もコロナ禍で顕在化しました。また、日本の過労死防止対策は男性・正社員が主たる生計者となることをモデルとしていること、多くの女性は家事育児を担い、その結果、十分な疲労回復や自由時間がとれていないことは明らかになっているとし、ジェンダーギャップがないことを前提とすることをやめ実態に即した対策への転換を求めます。

⑤企業の取り組み強化と労働行政の抜本的な拡充を

過労死をなくするためには事業主の取り組みが絶対が必要です。しかし過労死を出した企業でさえ、是正勧告に従わず過労死を繰り返す企業があります。過労死を出した企業名の公表、法違反の状況を公表することを求めます。また、「過労死防止月間」に行われる過労死防止シンポへの企業トップの参加を位置づけ、家族の声を聞くべきであるとししました。また、過労死を出した企業に確実に是正を実行させるために、労働行政の体制拡充を求めます。

⑥「権利」としての働くルールの取り組みを

労働者自身が働く者としての権利を身に付けることが過労死防止の重要なポイントとなります。学校教育における「ワークルール」学習について拡大をはかるとともに、権利をもつ主体者を育てる観点での取り組みを求めます。

最後に、「過労死ゼロ」の実現のためには「過労死防止法」や労働基準法の抜本的な改正が必要であるという第19回過労死防止推進協議会に提出させた過労死家族の会、弁護士からの連名意見書の「新たな立法措置の検討」を支持することを表明します。

今月中にも開かれる第20回過労死等防止対策推進協議会を前に、WHO（世界保健機関）が「過労労働時間55時間以上の長時間労働のために、2016年の1年間に約74万5000人が死亡。週55時間以上働く人が週35～40時間労働の人と比べて脳卒中を起こすリスクが35%高く、虚血性心疾患で死亡するリスクは17%高い」と発表しました。また「コロナ禍による働き方の変化より、労働時間数が増えている」と対策を呼びかけました。

過労死をださない、人間らしく働き、生活できる社会の実現のために、コロナ禍で起こっている状況を正面からとらえ、改善への対策が急がれています。

（全国センター 岡村やよい）